

## 北方領土問題対策協会分科会（第7回）議事録

- 1．日 時：平成18年2月17日（金）14：00～15：21
- 2．場 所：北方領土問題対策協会会議室
- 3．出席委員：飯田分科会長、上野分科会長代理、朝倉委員、出塚委員
- 4．議事次第

- （1）開会
- （2）平成17年度業務実績の評価基準について
- （3）各評価表について
- （4）行政改革への対応について
- （5）閉会

### 5．議事

○飯田分科会長 ただいまから、本分科会の第7回の会合を開かせていただきます。お忙しいところ、委員の皆様方、御参集いただきましてありがとうございます。

独法の評価委員会令に定められている定足数の要件を満たしておりますので、本会合も有効に成立するということを確認させていただきます。

本日の議題は大きく分けて2つございまして、1つは、北方領土問題対策協会の平成17年度の業務実績に対する評価の問題、もう1つは、去年の暮れに閣議決定されました行革の重要方針に関する問題で御審議をされたいということでございます。

議事の進め方としては、最初の評価の問題は、資料1、2、3です。資料1が評価基準、資料2が総合評価表、資料3が項目別評価表、この3つの資料に従って審議を進めていきたいと考えています。2番目の問題の行政改革の重要方針についてなのですが、これは独立行政法人にかかわる部分について事務局から説明をいただいて、その後、重要方針に対して北対協がどのように対応するかという問題について北対協から御説明をいただいて、各委員の御意見や御質問いただくというような形で進めていきたい。そして最後に、事務局から今後の予定について御説明いただくということで終わらせていただきたいと思います。このような審議の方向でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○飯田分科会長 異議はないということで、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、最初の議題の平成 17 年度の北対協の業務実績に対する評価の問題ですけれども、資料 1 の評価基準については、去年、私どもが評価したときに基づいた評価基準と内容的には変わっておりません。

資料 2 の総合評価表も内容的には変化がないのですけれども、資料 3 の項目別評価表については、若干去年の評価表から変更がありますので、それについて事務局から御説明いただきたいと思います。

○松川専門職付 分科会事務局を担当させていただいている松川と申します。よろしくお願いいたします。

飯田先生から御発言ありましたとおり、資料 1 と 2 に関しては、昨年使いましたものと内容に変更がございませんので、資料 3 の項目別評価表について、どの点に変更があったか、内容について説明をさせていただきたいと思います。

まず、変わった点、大きく 2 つございまして、各評価項目における評価指標、左から 3 つ目の欄でございますけれども、こちらが昨年使用したものに比べてかなり細分化されました。その理由としましては、1 つ 1 つの指標を明確にすることによって、右の実績と見比べた場合に何を答えているのかということを一目で見やすく、わかりやすくすることが 1 点目です。

例えば、評価項目の 1 点目、一般管理費について、中期目標の最終年度（平成 19 年度末）における当該経費の総額を特殊法人時代の最終年度（平成 14 年度末）に対して、13% 削減するという項目がございまして、評価項目の中にいろいろ書かれてございますけれども、昨年こちらについては一般管理費の削減状況がどうであったかという点のみが評価指標でございました。

これに加えて、今年使おうと思っておりますこちらの評価表では、左の評価項目、年度計画に従いまして、事務マニュアルの作成ですとか、あるいは電子媒体の活用による文書のペーパーレス化ですとか、そういった指標を書き加えております。

そのほかにも、下の業務経費ですとか、次々見ていただければわかると思いますが、1 つの評価項目についていくつかの評価指標を細かく並べることによって去年より細かな作りとなっております。

次に総務省、前回分科会等で委員の先生方からいただいた御意見をもとに評価指標として加えた方がよいと思われるものを加えさせていただきました。特に追加させていただい

た点としては、昨年の評価の中で、4ページをご覧いただきたいと思うのですが、例えば、雨宮先生から、どのような意見がどういった事業に活用されているのか等、優位と答えたものの割合だけではなくて、アンケート結果の活用状況を書いた方がよいという意見をいただいておりますので、アンケート結果についての項目には、このような活用状況を測る項目を加えさせていただいております。

また、こちらは10ページをご覧いただければと思うのですが、総務省から、昨年の評価表を踏まえてリスク管理債権の状況について、具体的な指標を立てた上で管理、債権の回収等をしっかりと評価するようにという意見をいただいております、下から4つ目と3つ目の欄、信用リスクの管理とリスク管理債権の状況という項目立てをさせていただいたところです。

「リスク管理債権の状況（対前年度比）」と書いてありますが、具体的な指標にあたる部分でございます。また、破綻先管理債権の管理などもしっかりとすることにということが言われておりますので、信用リスクの管理ということで評価基準の中に具体的に何を見させていただきたいのかということを書いてございます。

また、そのほか評価項目にも書かれておらず、委員の先生方から意見をもらったものでもないのですが、例えば、11ページ、予算の執行状況ですとか、財務情報の分析ということが、上から2つ目、3つ目に書かれておりますけれども、こういった項目につきましては、昨年の分科会でお示しいたしました総務省の関心事項という資料を参考に追加させていただいているところです。

順次、見ていただきつつ、忌憚のない御意見、御質問等をいただければと思うところですが、必ずしも今日最終決定ということではなくて、昨年も8月の分科会で評価表を修正をしたこともございましたので、今回も大筋このような形でいきたいということを合意いただければと思います。

事務局から、項目別評価表については、以上で説明を終わらせていただきます。

○**飯田分科会長** ありがとうございます。今、主に項目別評価表を中心に御説明いただいたのですが、何か委員の皆様から御意見、御質問がございましたら出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**朝倉委員** リスク管理債権の状況について、数値を出したのはまことに結構ですが、0.5とか1%以上とか、この数字の決め方はどういう根拠、理由、2でも3でもなくて0.5であったり、1だったり、0.1でもいいだろうけど、どういう数字ですか、これは。

○松川専門職付 特にここは、恐らくご想像されているとおり、何か合理的な根拠があって決めた数値というよりは、とりあえずは据え置くということで書かせていただいている数値です。正直なところ、本日この部分については、一番御意見というか、御知見をいただきたいというふうに考えておりまして、果たしてこういった対前年度比という割合で考えてよろしいものか、あるいは金額の増減で考えていいものか、あるいは回収率等で見た方がよりよい指標なのかもしれない等いろいろ案がございますので、ここは協会の方と委員の先生方の方と御相談させていただきたいと考えているところなんですけれども、基本的には実現が全く不可能な指標を立てても無意味ですので、少しでもより良い方向へ向かうインセンティブが働くような形で指標を設定したいと考えております。

○飯田分科会長 今の質問に関連して、同じところで援護措置の趣旨にかなった金額とか利率とかありますよね。この援護措置の趣旨にかなったというのはどういう意味を持っているんですか。

○松川専門職付 いちがいに援護措置であるから、これだけの額、あるいはこういった利率で貸さなければいけないというものはないと考えているのですけれども、元島民を中心とする団体等からはいろいろこの貸付事業について御意見をいただいているところでもありますので、できる限りその心情に沿った貸付事業のあり方というものを今後とも目指すことができればと思っておりますので、とりあえず現在は貸付限度額をきっちり定めて需要がある限りは低利で貸しているというやり方をとっております。今後行革やほかの関係機関から注文、意見等をいただくことはあると思いますので、それを踏まえまして、当方あるいは協会の方としては援護事業という性格を持っている政策の1つですので、元島民の皆様の心情を一番大切にしつつ、こういった額や利率が良いか、考えていきたいというようには思っております。

○飯田分科会長 支援に重点を置いているということですね、基本の考え方としては。

○松川専門職付 そうです。

○飯田分科会長 今の朝倉委員からの御質問だった、この具体的な数字の問題というのはいかがでしょう。恐らく評価委員会でも疑問は出されるかもしれませんね。

○出塚委員 この0.5という数字、朝倉委員のおっしゃるとおり、難しい、数字が出るといことが。

○井上理事長 読み方の問題もあるのですけれども、今、このリスク管理債権の額が1億数千万だと思うのですが、その0.5%というのは、この文章でいくと、1億数千万の金額

が0.5%減ると読むのか。もしそうだとすると、0.5%というのは、1億2,000万として60万ばかりになるんです。60万の不良債権・リスク管理債権の増減というのは実は簡単に起こってしまう。1件当たりが、例えば新築であれば1ロットが1,000万を超えています。いろんなケースがあると思いますけれども、たまたま何らかの形で連絡が3カ月とれないとリスク債権に入ってしまうという定義になっていますので、60万円で刻むのはいかなものか。ただ、もしこれがポイントという意味であれば、今のリスク債権比率が2.5ですから、2.5が1億数千万ということですので、その0.5%のポイントを0.5であるならば、かなり大きなロットになる。ちょっとその解釈をまず確定する必要があると思うのですけれども、この文章からいくと、金額の増減と読むのが普通の読み方になると思うんですね。

○**出塚委員** リスク管理の債権の状況ですね。むしろリスク債権の管理ということであれば、そろそろ上のところで出てくるのであって、債権の管理の状況、前年度に比較して0.5、残高でいくか、発生、それでいくかということあるけれども、判断するのが大変難しいような気がする、0.5だって。

○**飯田分科会長** 解釈、そういうふうに分かれているということはクリアーしないといけませんね。どちらなのでしょうね。

○**松川専門職付** 指標については、先ほど申し上げたとおり、正直なところ、しっかりと決まったものではありません。協会と相談をしつつ、こういったパーセントより額の方がいいですとか、あるいはリスク管理債権の量そのものよりも回収率で見た方が、リスク管理債権の量自体で見れば、ただ、引当金を充てさえすれば今後減らせるというようなことも考えられますのでよいとか、こういった指標が総務省の言う具体的指標としての確なのか、ほかの法人の例等を見ながら考えさせていただきたいと思いますけれども。

○**黒羽参事官** ここで事務局案として考えたのはパーセントポイントではなくて、全体額を100%した中での1%なり、0.5%と。

○**井上理事長** ということは、60万円。

○**黒羽参事官** そういうことです。

○**出塚委員** 増えたか減ったか、そういう話ではないんじゃないですか。件数という視点もある。金額でいくと、1件で大きな場合と小さいのを集めてという件数がある場合とあるから、ちょっと難しいような気がしますね、この指標は。

○**飯田分科会長** しかし行政改革全体から言うと、金額というのは大きな問題になってきますね。小さな問題だったら、そのぐらいなら支援してもいいのではないかとということで、

そういうリスクがあってもしょうがないのではないかというふうな解釈になる。

○**出塚委員** 金額だったら、増えたか、減ったかという話ですね。パーセンテージでなくて、0.5というのは説明困難なのではないのか。

○**長尾専務** それともう一つは、今おっしゃったように、リスク管理債権の評価指標を定量的に出すというのは非常に難しさがあるということを、我々も中で議論があったのですが、先ほど松川専門職付がおっしゃいましたように、総務省からの意見もあり、その辺も考慮して、あとはいろいろ、どう決めていくかというのは議論をしなければならないのかなという感じはしております。

○**飯田分科会長** 実際に業務を運営している理事長の先ほどのお立場から見て、60万円という数では、あまり上げて増えた差があったということと言っても意味ないかもしれないですね。だからこれを数量化すること自体が非常に問題があるのだろうけれども、今回はそういう精神で、全体の行政改革を進めようということが独法全体に求めていることからいえば、何らかの形で数量化をしたいということだと思いますね。だから、具体的にその数字については、もう少し検討していただけますか。我々が聞いてもわかりやすい指標になるような形にさせていただくということではいかがでしょうか。

○**井上理事長** その前の分科会長のおっしゃった点なんですけれども、貸付額、利率、その他の融資条件ですが、御質問とはちょっと違った趣旨なのですが、これはいずれも、うちは業務方法書で決めている。業務方法書の決定方式は、主務大臣の認可、その前段階に評価委員会も御意見いただいている。そういう意味でいくと、貸付額、利率、融資条件について、協会とすれば、100%の判断裁量は持ってない。そこについて、こういう形の評価をどういう角度でやられるのかということは少し整理しておいていただいた方が、もし載せるのであれば必要かと思うんです。

○**飯田分科会長** 貸付事業の点については、こういう評価の仕方というのは初めての試みであるということもあって、いろいろと問題があって、それも含めて、それでは御検討いただくということで。

○**出塚委員** 気になるのは融資先の状況なんですけど、趣旨に適ったというのは、もともと適わないものはないのではないのかという気がするんですよね。これは言った方がいいんですか。

○**長尾専務** これはどういうふうに考えるかというのがあるんですけども、今、先生おっしゃいましたように、少なくともこの趣旨に適ったというのは、貸出時点ではその趣旨

を勘案して、当然その趣旨に適った貸出なんです。これは法律で決まっていますから。ですから適ったという意味合いが、後の効果的なものということになりますと、その辺はどう判断するのかというのはなかなか難しい、いわゆる経営資金を貸したとか、事業資金とか、一定の目的があってやっている生活資金的なものとか、そういうものの場合には効果ということ考えた場合にはどう考えるのかと。もちろん貸出時点ではある程度考えるのは当然のことですが。

○**松川専門職付** 貸出した先の状況というものはきちり見るようにということを総務省の方から独法横並びで言われていますので、また一方で、政策的な目的の下で行っている貸付事業ですから、何らかの目的はあると。やはり貸付をするときに、なぜ借りなのかということは、恐らく審査の段階で御説明をいただいていると思うんですけども、事業のために貸すことによって、果たして本来の政策としての目的というものが達成されているかどうかということは審査と一体として事後に見ていただきたいというのが、総務省あるいは事務局としての考えですけども。

○**井上理事長** 一般の政策金融みたいに、特に産業政策があって、その資金の融通、あるいは円滑化ということであれば、例えば特定産業が結果としてうまく動いているかというような形での融資による政策目標の達成がどのくらいのものかということではできると思いますが、うちの貸付は少なくとも産業政策ではありませんし、もともと資金の性格から言うと、国がいわば補償見合いで与え、出したお金を彼ら自身でうまく運用していますと。自分たちの生活ないしは事業の役に立つように使っているということですので、政策目的が通常政策金融みたいな形で明快であるか、あるいは測れるかということ、そこは大変違うところがあると思いますし、難しいところがあるのではないかと思いますね。

○**黒羽参事官** 評価の結果を受けて見直すというのが通常のパターンですけど、今回は行革も絡んでおりまして、逆に先に見直しが求められて、それを導くために、評価の方にも見直すための要素を入れなければいけないというような難しさがあります。今回の行革では、政策金融類似の事業については横並びで見直しを行って、少なくとも利率などについては適正なものに、あるいはリスク管理債権の状況についても少なくとも財政に負担をかけることのないようにというようなことが求められている。どの程度それに応えられるか、本来の貸出しの目的、援護的要素があるというところを踏まえてどうすべきかは別にしまして、行革により求められている見直しを導き出すような評価項目が、逆にまた必要になってくるというので、なかなか作りにくかったんですけど、なんとか入れてみたという

ころがあります。

○井上理事長 さっきの利率なんかでいけば、ほかのところは自己調達、公的資金も含めて計算ができる、決定権がありますよね、利率について。うちの場合には決定権ないわけですよ。それを横並びでやるというのはいかなものかという感じがしないでもないですね。

○出塚委員 政策的な意味でやっている部分が非常に強いわけなので、法人の意思で貸す、貸さないと判断できればいいけれども、それがいい中で判断しようというのはなかなか難しいですね。

○長尾専務 選択性というのがないんですよ。それに全体の目的がそうですし、もう一つは、対象者がまず限定されておりますから、法律上、そういう面での制約条件もございますし、なかなかそういう面での選択性とかという側面とか、そこから生まれる効果となるとなかなか難しい面があるのかなと思います。

○松川専門職付 そこは明確に、今後この項目別評価表を修正するためにもはっきりさせておかなくてはいけないと思うんですけども、法律で定められている者には、法人の裁量を関与させず貸さなければいけないという決まりはないです。

○長尾専務 そうは言っているわけではないですね。

○松川専門職付 そうであれば、審査のあり方とか、大臣から認可を受けるという場合でも、原案は独立性を持った独立行政法人が自己裁量の下で作成しますので、もちろん大臣の認可ということですので、その点は調整が必要ですけども、あり方を模索するということは協会側からもできるのではないかと思いますけれども。

○井上理事長 今の説明もありましたし、さっきもあったみたいに、認可であっても、協会の関与、裁量というのはゼロか、それはそうでないというのは事実だと思うんですね。例えば援護という点でいくならば、貸付対象者との接点を持っているのは我々であるわけですから、彼らの気持ちなり状況なりというものをきちんと利率なり枠なりにフィードバックさせる。ただ、フィードバックさせようと思っても実現するかどうかはわからないわけですね。

そういう点で、結果として利率が適当かと言われると、普通であれば、そこについて当事者能力を持っているならいいけれども、部分しか持たないということでもありますので、利率は適当かという文言ではあるけれども、利率が適当であるかどうかについて、協会が持っている持分の判断なり行動なりが適当だったかということに理解していただくという

ことであるならば、全くゼロということではないということは事実だと思いますね。

○**飯田分科会長** 先ほど参事官から説明があったような、行革の方針に沿った形で評価のスタイルをとりたいということで、かなり無理して細分化されたのだと思うんですね。ですから場合によっては、一番最初の貸付額や利率の援護措置の趣旨に適った云々というこの2つよりはむしろ下の審査や採択のあり方がちゃんと趣旨を踏まえていっているかというところを基準に挙げた方がいいかもしれませんね。これもまた含めて検討してください。

○**朝倉委員** さっき飯田さんが触れましたけど、貸付額で趣旨に適った金額かなんて、どうやって評価するのか全くイメージが浮かびません。こんなの評価しようがないと思いますよ、趣旨に適った金額かなんて。ちょっとその辺も考え直してもらった方がいいですね。

○**飯田分科会長** よろしく願いいたします。そのほかに何かございますでしょうか。逆に、項目別評価表で国民世論の啓発に関するところで、教育者会議の部分などで、私どもが要望した外務省や文部科学省との連携は適切に図られているかというような項目が入ってきた点は、我々の意見を入れてくださったなということがわかりまして、大変結構だと思いますけれども。

評価基準についてなんですけれども、去年の分科会でいくつか指摘が出されました。例えば、国民世論の啓発についての支援事業などについて、たしか朝倉委員から出たのだと思いますけれども、どうもイメージがなかなかわきにくいと。評価する場合に、今のような評価基準ではなかなか分からないんだけど、例えば事業の中で代表的なものとか、象徴的なものを1つ取り上げて具体的に説明してはどうかというような意見が出されたと思うんですけれども、その辺はどんなふうに。

○**松川専門職付** そちらの方も実績欄に適宜代表例を書かせていただくとともに、評価をして頂く際にお示しするにあたっては、事業報告書とあわせて御報告させていただくことになると思いますので、そちらを参照しつつ、その事業が具体的にどういうものであったかということを紹介しながら報告をさせていただくことになると思います。

○**朝倉委員** 実績というのを見ないと、指標も基準も意味がわからんみたいなものがあるというか、5ページの下から3つ目の囲みで、評価項目にあるのだけど、「リンクは充実しているか」と聞かれて、これも評価しようがないなと。実績を協会側が書いてくれば、それを読んで、その後で質問の意味がわかるみたいな、何かそんな感じがするんだけど、これは。

○**井上理事長** 左側の評価項目の欄に年度計画の説明がありますけれども、このリンクと

というのは、関係団体がホームページをいくつか開いていますので、うちのホームページの中で、そこへのリンクをきちんと張って、いろいろなところが見られるようにできているかということです。ですから新しいHPがどんどん開いているのに、うちのリンクがずっと古いままであるというようなことはないだろうか、最新のものになっているだろうか、また、わかりやすいリンクのデザインになっているだろうかというようなことです。

○**松川専門職付** そうですね。ホームページ上のそういうつながりやすさ、網羅性ということになると思います。

○**朝倉委員** 充実と非充実の差別はどうするんですか。充実と不十分と、あるいは0.5%物足りないとか、そういう評価できる世界なんですか。

○**松川専門職付** 評価のときに実績の欄に書かれていることは協会による自己評価ですので、次の分科会でこのリンクが充実しているかという問いには、この実績欄をもって、このように充実させましたと、現状のこのような状況でありますということを協会側から御説明をいただくことになると思います。その御説明を聞いていただいた上で、その自己評価が納得いかないということであれば、そのリンクの充実の度合いについて、各委員の御意見を聞いて、ここに意見を反映した評価をつけるということになると思います。つまり、定性的な評価になります。

また、自己評価に納得がいけないという場合には、その備考の欄に理由をお書きいただくことになると思います。例えば、今後リンクについては、このような点が不十分なので、ここを直していただきたいといったようなことが備考欄に加わる。評価の流れとして、備考に書かれたことが、次の評価のときにはきっちり反映されているか、協会の事業について評価を通じて透明性がより向上しているかということを重視していきたいと考えております。

○**井上理事長** 少し話題がずれてしまうかもしれませんが、今回、細分化していただいて、ある意味では評価の実績をつくりやすくなったということが多分にあると思うんです。明快になっている。ただ、非常にたくさんですので、すべてについて、毎年同じようなウエイトで気を配ることができるかどうか。我々の実態は事業ですので、例えばビザなしであれば、ビザなしの事業をやらなければいけない。そのときにここに書かれているものすべてについて均等に気配りができるかどうかというのはなかなか難しいものが実際にあると思います。

そこで細分化されることは、先ほどから話があったような形でどこがポイントか、明確

化しますし、それに応じた実績もそのようにつくるといいと思いますが、全部について、いい点を取ろうとすると事業の方がおろそかになってしまうというようなことがむしろ心配ではないか。そういう点でいきますと、これだけ細分化すると、右の方の分科会評価の中の指標と項目というのがありますけれども、指標については、いわば項目の内訳であり、評価の中心はこの項目であります。したがって、すべての指標についてよい点が見つからないと項目の評価が低いということではなくて、総合的に指標を見ていただくなどのところで、評価上のご配慮いただきたい。指標によってウエイトをつけるというか、説明の方もウエイトをつけたいと思いますから、評価の方でも、そういう形でやっていただくと大変ありがたいかなという気がいたします。

○**朝倉委員** 一般論としては微妙な話だけど、ただ、この団体の場合の規模を考えますと、非常によくわかるんですね。

○**松川専門職付** そのあたりのウエイトづけについては分科会評価の欄に指標と項目の欄がございますので、ウエイトの軽い指標の中に、例えば「C」や「B」が1つあったとしても、総合的にみて項目で見れば「A」というように、事業内の重要性和優先性等を見て評価上の配慮があってもいいかとは思いますが。

○**飯田分科会長** これはご覧になるとわかるように、非常に細かく項目が細分化されていて、それだけ総務省の評価委員会の指摘に沿ってこの評価を厳密、明確にやろうという意気込みはよくわかるのですが、あまりにも細分化されているために、例えば支援事業、県民会議だとか、ああいうものの、いわば国民のボランティアでやっている部分が非常に強い。そういうものを萎縮させてしまうというか、抑えてしまうような部分がないだろうか、その辺は十分考えてやらないと、逆に見直しや指標のための指標になってしまうということになりかねないと思うので、その辺をもう一回いろいろと御配慮をお願いします。

○**上野委員** ちょっと問題戻りますけれども、リンクについては、協会のホームページに、よそのホームページのリンクが張ってあるということよりは、よそのホームページに協会のリンクが張られてあるということの方が大事なのではないでしょうか。つまり協会のホームページが充実しているかどうかというのは、外側の人がこのホームページは有用であると。これを見ると北方領土問題がよくわかる。そういうことですから、そうすると、まずたくさんの人がアクセスしているということがあると思うんですけど、アクセスする場合に、どういうふうにしてアクセスしてくるかという、私の場合はホームページのアド

レスを最初から全部打ち込んでやるのではなくて、どこかのホームページを見て、北方領土問題対策協会というのがあるのだなと、行ってみようかなと思って飛んでくる人が多いと思うんですね。

ですからホームページが有用であれば、いろいろなところで北対協のホームページのリンクを張ってくれるということだと思うんですね。もしリンクということであれば、そちらの方を入れないといけないのかなと思うんですね。多分それは協会の方で把握できると思うんですね。どういうところから飛んでくるかというのは調べられるのではないかと思います。

○黒羽参事官 もちろんリンクを張る場合には相手方に伝えますよね。黙ってやるのもありますけれども。

○上野委員 伝えるのもあるんですが、伝えない場合でも、例えばある検索サイトから検索して飛んできたというのも把握できるんですよ。ですから調べると……。

○松川専門職付 アクセス解析を用いればできると思います。

○上野委員 要するに協会のホームページを見る前に、どのホームページを見ていたかというのは全部わかるはずなので、ですからリンクを張ってあるところは調べられると思うんですけど、そういうことの方が重要かもしれないですね、細かいことですけど。

○井上理事長 グーグルで、「北方領土」と検索しますと、大体うちのホームページは1番目か2番目かで出ていますので、かなり「北方領土」で検索している場合にはうちのホームページに来る可能性は高いと思います。最近は検索エンジンがすごく発達していますので、リンクをこちら側が張っているかというよりも、ポピュラーな検索エンジンの中できちんと上位に上がるような形の仕組みができているかが重要だと思います。登録が必要なのところもありますが、少なくともグーグルで検索する場合、うちは大変成績がいいと思います。

○上野委員 グーグルは他のホームページからリンクが貼られている数が多いホームページが上に来るようになっていきますよね。ですからグーグルの中で上の方に入っているということ自体も、そういう意味でいえば評価できるということになるのではないかと思いますけれども、今おっしゃったことからすると。

○黒羽参事官 他のホームページにおけるリンクですね。

○上野委員 ええ。

○松川専門職付 評価項目は、計画に書かれているものを内訳として詳細に出したという

ものなんですけれども、上野先生おっしゃるとおり、確かにこちらにリンクがついているだけではなくて、向こうにリンクを張られているですとか、ホームページの充実という大きな意味で見ればいろいろ評価指標は考えられると思いますし、計画の中には、「リンクは充実しているか」とぼつんと書いてあるだけです。御相談させていただきながら関係団体を具体的に挙げてそこにちゃんとつながっているかどうかということですか、そういった検索エンジンにおける位置ですとかを評価のツールに使うということも考えて、18年度あるいは今年の評価から使っていくことは有意義であると思います。

○飯田分科会長 そのほかに何かございますか。

○井上理事長 私の方から言うのがいいのかどうか、よくわからないのですが、先ほど分科会長おっしゃっていただきました、うちの支援活動が、基本的にボランティア活動だということ、これは私も前から何回も言っているのですが、そういう関係でいきますと、2ページのところの上かち2行目なのですが、助成に関する支援条件及びその審査状況ということで、「審査は厳格に行われたか」という項目があるのですが、この厳格というのは形式的に厳格ということになると、先ほど分科会長に御心配いただいたようなことにもなりますので、そういう基本的なうちの支援の状況を踏まえた上での適正な審査であるかというような理解でやらせていただきたいと思います。

○飯田分科会長 これについては、前回の分科会でも若干御説明がありましたので、我々も理解できます。

それでは、御意見が大分出ましたので、一応議題1の問題についてもう一度確認させていただきます。お手元にある資料1の評価基準ですけれども、この評価基準で一応評価を進めていくということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○飯田分科会長 それから、2番目の資料2の総合評価表も、冒頭で申しましたように、昨年私どもが評価したときのそのもとになった総合評価表と内容的にほとんど変わってありませんが、この総合評価表をもとに評価を進めるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○飯田分科会長 それから、3番目のこの項目別評価表についてはいろいろと御意見が出ましたので、事務局でもまた北対協と協議して、若干内容的にもう一度検討していただく部分は検討していただくということをお願いするとして、基本的にはこの項目別評価表で評価を進めるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○飯田分科会長 では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

では、第2の議題でございますけれども、去年の12月に閣議決定された行政改革の重要方針でございますが、この中で、独法にかかわる部分について、まず事務局から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○松川専門職付 昨年12月24日に閣議決定されました行政改革の重要方針について説明をさせていただきたいと思います。後ろから2枚目にあります参考1というのをご覧いただけますでしょうか。右肩に参考1と書いてあります。

こちらはその行政改革の重要方針というもののから、独立行政法人に係る主な部分を抜き出したものでございますけれども、北対協にかかわるものとして、1点目、「イ 特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の見直し」という項目がございます。北対協の中期目標期間が平成19年度末に切れるのですけれども、この際に独立行政法人通則法で見直しをするということが定められております。この見直しについては、「官から民へ」の観点から事業・組織の必要性を厳しく検討し、その廃止・縮小・重点化等を図ることはもとより、その事業の裏付けとなっている国の政策までさかのぼって見直しをせよということが定められております。国の政策までさかのぼることですので、もちろん協会だけの問題ではなくて、我々事務局の方でもいろいろ考えていきたいと考えております。

また、「ウ 平成18年度における見直し」という項目がございます。こちらは平成18年度においては、当該年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人を見直すことはもとより、北対協のように、平成19年度末に中期目標期間が終了する法人についても、業務・組織全般の見直しを前倒しで着手することが求められております。

2段落目に書いてありますけれども、特に融資業務等を行う独立行政法人については、平成20年度末に、つまりさらに先の年に中期目標期間が終了する法人も含めて、平成18年度中に政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえて法人業務の見直しを行い、18年度中に結論を得るというようなことが求められております。

なお、こういった法人の見直しに当たっては、平成18年夏をめぐりに、政府及び総務省の審議会であります政策評価・独立行政法人評価委員会が見直しの方針を取りまとめますので、これに沿って見直しを行うこととなります。

1枚おめくりいただいて、参考2でございますけれども、この行政改革の流れの中での独立行政法人見直しのスケジュールが記してあります。

平成 18 年に入りまして、もう 2 月ということで、どんどん話は進んでいるわけですが、独立行政法人の業務の見直しの方針を現在総務省の審議会で検討していると聞いております。

その後、5 月頃、有識者会議、これは内閣官房の行革推進事務局に設けられているものですが、そちらに政策評価・独立行政法人評価委員における見直し方針の検討状況を報告するというになっております。先ほど夏に方針が取りまとまるということを説明いたしましたが、この 6 月、7 月のところを書いてありますものが、政府としての基本的な方針、「政策評価・独立行政法人評価委員会として見直しの方針の取りまとめ」であります。つまり、夏頃というのは、6 月頃、7 月頃と考えられております。

この方針に従って見直すことを始めまして、8 月末には各主務大臣より、「見直し当初案」というものを提出することになっております。

その当初案を提出いたしますと、それをもとに、先ほどお話しております総務省の審議会ですとか、あるいは内閣官房に設けられた有識者会議を交えて検討することによって、総務省で、「勧告の方向性」というのが取りまとめられることになっております。これが 11 月中旬と予定されているのですけれども、各主務大臣に通知されます。

この方向性に沿って、また、我々の方では、最終的に見直し当初案から勧告を踏まえた見直し内容を決定いたしまして、これを年末には提出をするという流れになっております。そして、見直しの結果については、今後新しい中期目標・計画をつくる際に参考といたしますか、方針となるものでございますので、これに従い来年度から新しい中期目標・計画の作成を行わなければならないというような形になっております。

戻って恐縮なのですが、資料 4 を見ていただけますでしょうか。

先ほどの抜粋には載せておりませんでしたけれども、先ほどの重要方針の中に、独立行政法人についても、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うということが定められております。内容といたしましては、今後 5 年間で、総人件費について 5 % 以上削減を行うというものです。つまり平成 17 年度を基準として、18、19、20、21、22 の 5 力年で削減を行うということですが、これに従って、北対協の中期目標・中期計画の変更を行うということを予定しております。現在、中期目標・中期計画の内容については、協会及び法律上協議が必要とされております財務省と相談しつつ検討を加えているところでございますけれども、最終的には来月の 17 日に予定されております本委員会で内容をお示しして意見をお伺いした上で、変更することになっておりますので、当分科会では前もってそ

のことお知らせする次第であります。

一応、独立行政法人にかかわる行政改革の見直しは以上の内容になります。

事務方からの説明は以上でございます。

○飯田分科会長 ありがとうございます。今の点について、質問や御意見があるかと思えますけれども、引き続いて、この重要方針に対して、北対協がどういうふうに取り組んでいくのか、これについて北対協から御説明いただいて、それとあわせて一緒にまた委員の皆さんから御意見を伺うことにしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○井上理事長 今回の御説明は2点あったと思いますが、1つは、政策金融改革絡みの話が1点と、もう一つは、5%の人件費削減の話、内容は全然別ですので別々に御説明したいと思いますが、まず参考資料1として配られている昨年12月24日の閣議決定ですが、このウの第2段落に書いてありますように、1つは、「融資業務等を行う独立行政法人」という括りがあります。もう一つは、「政策金融改革の基本方針」というのがございます。

私たちの当初の理解は政策金融改革の延長で、独立行政法人あるいは公益法人、その他の組織形態で政策金融を行っているところについては見直しをするという趣旨だと理解しましたので、我々の北対協がやっています元島民等に対する融資といいますが、貸付事業は、少なくとも政策金融絡みの流れの中には合致しないのではないかと。政策金融改革をどう理解するかは、私よりも皆さんの方が御知見をお持ちかと思えますけれども、1つは、郵便の民営化その他に伴って、昔の財投資金の川上が変わったから当然川下を見直すというのが1つの大きな流れではないかと思えます。

そういう点でいきますと、うちの貸付事業は、もともと国が旧漁業権補償見合いで関係者に交付した10億円と、その自己果実も含めたものを原資にして、彼らに融資をしている制度ですので、いわゆる公的資金は全然入っていませんし、目的から言っても、広い意味での政策金融といいますが、産業政策的な部分は全く持っていないので、形態としては貸付事業を行っていますが、うちの法人がこの見直しの中に入ってくるのは適当ではないかといいますが、入ったとしてもどういう見直しをするのかよくわからないというのが最初の正直な気持ちでございました。

そういうことで、内閣府の方にも関係各所にそういう説明を十分していただいた、御努力もいただいたと思いますが、結論的にはそういう制度趣旨とは関係なしに、貸付という業務を行っているものについては、今回の見直しの対象にするのだということで、形式・形態論ですので、一人だけ違うと言っているかもしれないというのが現状ではないか。

その次の段階は、ここにも書いてあります政策金融改革の基本方針というのは、当然政策金融の先ほどの位置付けみたいなものを現在、あるいは将来における姿を基本に考えながら行われるのだと思いますけれども、そういう点でいきますと、もともとうちの業務がそういうものでないので、どういう触れ合いになるかというのが2番目に心配になったところです。

これについてはいくつかお話を聞いたのですが、現在どこまでいっているかわかりませんし、私よりもむしろ詳しい方もおられると思いますが、当初は3名連記の調査票がまいりまして、3名連記といいますのは、1つは総務省の評価局、行政管理局、内閣官房に置かれている行革事務局。管理局は独立行政法人の制度官庁という立場だと思います。評価局と行革事務局の方は実体的に見直しに取り組む関係だと思われますけれども、最初の説明ぶりでは、評価局の方はとりあえず対象となる融資事業を行っている法人の実態を調査しますと。それを踏まえて分類みたいなことをされるのかと思いますけれども、一体どういう観点から改革をするのかということについては、行革委員会の方の有識者会議の意見を中心にして行っていくというようなことを聞いておりました。ただ、最近は必ずしもそういう整理になってないようです。

ということで、ちょっとくどく言いましたけれども、もともとは政策金融改革という流れでいくならば、うちの事業についてはいかがなものかということがあります。現段階では、金融政策改革の流れで、基本方針の趣旨を踏まえてということなのですが、もともと性格の成り立ちが違うものですから、そこはなかなか難しいと思っていますが、それに対してどういう方針でやるかということについて明快な方針が出てないというのが現状だと私は理解しております。

したがって、今後どんなルールといいますか、整理の基本的な枠組みで審議が進むのが必ずしも明快でないので、今の段階ではそれ以上のことはなかなか言うことができないわけですが、相手がどこになるかもよくわかりませんが、今の繰り返しになりますが、うちの貸付についてはちょっと性格が違うというところで議論を始めていきたいと思っています。その先々どんな展開になるかは今のところわからないというのが、私の正直な気持ちです。

内閣府に何か特別なこれ以上のことがあれば。

○黒羽参事官 私の方も全体を把握していないというか、耳に入った部分でしか情報が無いのですけれども、基本的には内閣官房が中心に動いて、昨年暮れの、先ほど御説明しま

した行政改革の重要方針（閣議決定）これを受けまして、今、行革推進法案が用意されております。これを３月中には国会にかけると言われておりますけれども、そこで見直す対象やら行革推進本部設置が決まると思われれます。今回の改革はまさに内閣主導で改革案を決定することになりますけれども、行政評価局や管理局がそのお手伝いをするという位置付けになることになります。ですから人件費の関係は行政管理局が主に取りまとめ、独立行政法人の見直しということでありましたら、行政評価局の方がメインになって取りまとめしていくというような形になっております。行政評価局の方からいろいろ質問が来たり、資料の提出を求められたり、ヒアリングをされたりということが進んでいるわけですが、実際には政策金融類似といいますが、見直しの対象事業をどうするかというのは、大もとは行革事務局、内閣官房の方が決定することになっておりまして、我々の気持ちはまた別にあるのですけれども、そこでの統一的なルールとして、平成１８年度から２０年度までの間に中期目標の期間が終了します独立行政法人の中で、その独立行政法人が目的を達成するために行っている融資業務は見直すことから逃れられないということになります。

後で、今後の予定をお話しをするときに、どういう流れになりそうかということも、お話ししたいと思いますけれども、最終的には独立行政法人の見直しに関しては評価局を中心に動いていきまして、その検討結果を行政改革事務局の方に上げ、そこで朝倉先生がたしか座長代理になられたと思いますけれども、行政減量効率化有識者会議の方で議論をいただいた上で、そこが主導的に基本方針を決めていくというような形になっていくのだと聞いております。

○飯田分科会長 今のお話でいうと、政策金融と、その類似の業務というものが入っているところがみそなんでしょうね。人件費改革にしても確かに一律５％減という目標が、行革の推進法案で出されている中で、もう既に、例えば新聞報道によると、法務省の刑務所関係などは一律という枠から外れることになっていて、それに続いて、北対協も外れようと考えていくのは、ちょっと違うのではないかという考え方もできるわけですね。行革のスタンスとしては、一律５％というところへ重点を置いているわけでしょう、基本は。

○黒羽参事官 人件費に関しては一律５％、政策金融もある程度一定の要件の下で……。

○井上理事長 人件費の方について説明します。

○飯田分科会長 お願いします。

○井上理事長 今、お話も既に出ていますし、資料４に出ていますが、今までも、これも

皆さん御存知のとおりですけれども、特殊法人時代も並びという形で定員削減の対象になっていました。しかし、これも何回も御説明しておりますように、当協会は昭和 44 年に定数 19 名で発足してしまして、三十数年、最小限の人数なので、定員削減がなされなかったという実績があります。

人員の削減については、大体 5 年 5 % という形で決められることが多かったと思いますが、19 名ですと、5 % は 1 名に満たない、0.95 になるわけですね。ということで非常に小さな当協会については、5 % の定員削減をやらなかったというのがこれまでの実績だったと思いますが、今回はそうではなくてもっと厳しくやると。定員もそうだけれども、定員を選ぶか人件費を選ぶか、どちらでもいいから削減しろという話になっている。したがって、これまでの 5 % というのは 1 人に満たない 0.95 人だから 0.05 人だけ残すという切り方はできませんということで逃れることはまかりならんという話になって、どうにも仕方なくてもやれということになっていますので、やらざるを得ないと思っています。このようなことですが、1 名に満たない人間を切るわけにもまいりませんから、今回示されてきた定員を切るか、人件費を切るかという選択肢については、人件費を 5 年間で 5 % 落とすという方法で対応したいと思います。

具体的にどう人件費を削減するかについてはいろんな方法があるかと思いますが、うちの場合にはラスパイレスも大変低い。規模が小さい上にラスパイレスも低いということで、例えば俸給表の減額をするというのは、私は事実上大変難しいと思いますし、よく働いていただいている職員に対して、今の決して高いといえない水準を、さらに低めるということは事実上不可能だろうと思います。そういう状況下で 5 % をどう減らしていくかということについてはこれからの課題ですが、約束が先行していますので、いろんな工夫をしながらやっていかざるを得ないと思っております。

したがって、今回はそういう横並び強制論で、国全体の状況も踏まえてやむを得ないだろうと思いますが、小さいところ、そして現在の給与水準が既に低いというような性質も考慮されていかないと、これを続けてやられると大変困ったことになるというのが実感であります。最後はそのようなことで大変厳しいですけれども、決まった方針ですので、5 年かけて 5 % 人件費を減らすように努力していきたいというのが現状でございます。

○飯田分科会長 ありがとうございます。いかがでしょう。皆様何か御意見、御質問ございましたら。この問題では、とにかく独法の中で最小の 19 人という非常に少ない規模の中で、さらに人員か、あるいは人件費か、どちらか削減しなければならないというのを一

律に課せられるというのは大変難しい問題だというのはよくわかるし、北対協のやっている事業の性格から言って、今の返還運動そのものを逆に縮小するような方向になりはしないかという大きな問題になるわけで、それは縮小すれば、それはどういう意味をもたらすのか、北方領土問題とか、平和条約交渉とか、そういう問題とも絡んでくる問題だから、そうほかの並びで一律に縮小することが適当かどうかという大きな問題が絡んでいると思うんですね。また、そうすると北対協の本質の問題になってくるのだらうと思いますけれども、その辺はいかがでしょう。

○朝倉委員 しかし、いかがかどうかといったって、どういう対応のしようがあるんですか、我々として。

○飯田分科会長 ですから参事官おっしゃったような大きな枠で一律5%ということであるならば、それに従わざるを得ないだろうという前提に立って、何らかの注文をつけていくというようなことはできないですか。

○朝倉委員 我々として何らかの意見を取りまとめて、それを上の委員会を通じて、その先は、総務省のあちらへと要望として出すと、こういう意味ですか。

○飯田分科会長 それもひとつの方法ですね。

○松川専門職付 この分科会ですとか、あるいは本委員会であったお話というのは、先生方がこのように申されていますというように、我々も総務省等からヒアリングを受ける際にはもちろん伝えていきたいと考えております。また、内閣府が所管する全独法にかかわる話ですので、また、本委員会でも話があると思いますけれども、事前に駐留軍労務管理機構が前倒して見直しをやった例がございますので、そちらを参考に、夏にできる方針を待っていると、遅きに失することになりますので、内閣府は内閣府でどういうふうな見直しをやっていくのかということを想定してフォーマット等書き込む作業を事務的に進めていきたいと思っています。

○井上理事長 ちょっとマイナーなことなんですが、先ほどの5%の人件費削減絡みでやっていく方法は、19名の新陳代謝などを契機にして柔軟な人事運営をやるということしか方法はないと思っているのですが、そのときに現在の中期計画に、実は19名の内訳が計画上書かれています。具体的にきょうお配りしている評価表の中の一番最後のページの13ページの左のところを見ていただきたいと思います。中期計画の一番最後のところで「人員に係る指標」という項目がございます。そして、「期末の常勤職員数は、期首を上回らないものとする」、具体的には19名でこの中期目標期間を終えますと。

その下に、【一般業務勘定 7 名、貸付業務勘定 12 名】という内訳が書いてございまして、これが中期計画上の項目になっているものですから、柔軟な人事運営をやるといったときに、障害になりかねないということがありまして、本質的な項目ではないと思われますので、今回、中期計画をいじるときに、ついでにこの部分の内訳も外していただけたらと思っております。

○松川専門職付 「人員の配置」というところで、「勘定間の弾力化が図られているか」という評価指標もありますので、内訳が固定されていると、そちらの方と多少矛盾があるという点では理事長がおっしゃるとおりですけれども、この点は、各先生とも相談をして、ついでと言って削除してしまってもいいものかどうか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○朝倉委員 そういうふうに書いてございますね。それは今、理事長がおっしゃったとおりでいいんじゃないでしょうか。

○飯田分科会長 それはまた御検討お願いします。そのほかにはございませんでしょうか。それでは、一応御意見や御質問が一通り出ましたので、北方領土問題対策協会、事務局におかれましては、そのような対応を進めていただければと思います。

以上、大体主な議題は終わったと思いますが、最後に事務局の方から、今後の予定について御説明いただければと思います。

○黒羽参事官 私の方から資料 5 でございますけれども、今後の予定を御説明させていただきます。

基本的には 3 月に府の本委員会があつて、また、7 月、8 月、例年どおり 2 回、分科会を開いていただければと思っておりますけれども、ただ、中身は行革スケジュールにあわせていろいろございますので、そちらの都合によりまして、少し動く可能性もあるということでございます。3 月 17 日につきましては、例年本委員会にかけておるもので、通常、長期借入金の償還計画等について議題にのせることを予定していますけれども、これに加えて今回、ただいま御説明いたしました人件費見直しの関係の中期目標・計画の改定についてもあわせて 3 月 17 日の際にかけてさせていただきます。

それから、4 月、5 月の間に評価局等での独立行政法人の見直しに関する内部検討がございまして、6 月には行革本部においてその見直し方針についての成案を得て、それで政府として基本方針を決定するというようなスケジュールになっております。

7 月にはこれを受けての総務省の方の政策評価・独立行政法人評価委員会の方が見直し

方針を取りまとめると。それで7月、8月、第8回、第9回の分科会を開いていただきまして、ここでは通常ですと、8回目は業務実績及び財務諸表について御検討、御審査いただくということでございますけれども、あわせて見直し方針を受けた見直し当初案を作成するというところについて御審議いただくと。

8月の第9回につきましては、これはまた通常事業評価書の決定をいただくところでございますけれども、これに合わせまして、提出すべき見直し当初案につきまして御決定をいただくということでございます。

8月の末になりまして、これを受けて主務大臣が、見直し当初案を最終的に作成しまして総務省へ提出をする。

書いてはございませんけれども、この後、9月から11月ぐらいにかけまして、総務省の審議会、あるいは行革の有識者会議等で御審議をいただきまして、11月中旬ぐらいには、先ほど松川から説明しましたように、総務省が勧告の方向性を取りまとめて各省大臣に伝えと。そして、それを踏まえて12月に各省が見直し案を決定するというような流れになっております。

ただ、スケジュールにつきましても、先ほど参考2でスケジュールをお示ししましたときには、夏ぐらいには見直し方針取りまとめというような話でしたけれども、さらに1カ月ぐらい前倒しで進んでいるというような情報もありまして、どういうふうに動いていくのか、まだはっきり見えてないところがございます。

先ほどありましたように、行革本部、管理局、そして評価局、そして財政当局(主計局)こういった関係機関といろいろ調整しながらやっていく必要があると思いますし、特に貸付の関係につきましては、財務省も非常に興味を持っておりまして、既に先ほどのリスク管理債権、利率、貸付計画等について、見直しを図れというようなことを言われております。そういうこともありまして、評価項目の中にこれらに関する指標こういったものを入れさせていただいて、向こうとお話しする際の助けになればというようなことから、このように細かく指標を作らせていただいたわけですが、先生方の意見を踏まえ、改めてまた検討させていただきたいと思っております。

スケジュールにつきましては、こういうことでございまして、次は7月、8月に分科会を開催させていただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○飯田分科会長 今の予定ですが、これについて何か御質問ございますか。

それでは、本日の予定していた議題はこれで全部終わりました。どうもお忙しいところ

を長々と御協力ありがとうございました。これで終わらせていただきます。